

?



ご存じですか？

セルフメディケーション税制

2017年1月からセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が始まります。

従来の医療費控除制度では、1年間（1/1～12/31）に自己負担した医療費が本人と扶養家族分を合わせて10万円を超えると、確定申告することにより所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額されました。

セルフメディケーション税制では、医療費が10万円を超えなくても、特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が12,000円を超え、本特例の適用条件を満たしている方であれば、適用を受けられる新しい制度が始まります。



申告対象となる人

以下の3つの事項の全てに該当する人です

- 所得税、住民税を納めている
- 1年間（1～12月）に健康の維持増進および疾病の予防への取組として申告予定者が一定の取組を行っている（特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診）
- 1年間（1～12月）で、対象となるOTC医薬品購入額が12,000円を超えている（扶養家族分を合算）



対象となる成分

OTC 医薬品の成分数は82（H27年12月1日現在）あり、対象となる医薬品の薬効の例としては、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などです。

上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではありません

対象となる特定の成分を含んだOTC医薬品について詳しくは厚生労働省のホームページで確認できます

対象となる医薬品のパッケージには右のような識別マークの印刷、またはシールがついています。

セルフメディケーション
税 控除 対象

OTC 医薬品を購入した際の領収書（レシート）は保管しておくようにしましょう！



所得控除額について

対象となる OTC 医薬品の年間購入額が 12,000 円を超えると、その超えた部分の金額が対象となります。（扶養家族分を含む、上限金額 88,000 円）税金が戻ってくるというと、条件となる額を超えた額がそのまま戻ると誤解しがちです。所得税や住民税は、課税される所得金額に税率がかけられて税額が決まります。セルフメディケーション税制では、12,000 円を超えた額が所得から引かれ、課税対象から減額されるため税金が低くなります。

例) 所得税率 20%、住民税率 10%の人が、対象となる OTC 医薬品を 1 年間に 40,000 円購入した場合

- 国に納める所得税

$(40,000 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円}) \times 20\% = 5,600 \text{ 円}$

- 翌年度の住民税(戻るのではなく、翌年度の住民税負担が減る)

$(40,000 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円}) \times \text{個人住民税率 } 10\% = 2,800 \text{ 円}$

$5,600 \text{ 円} + 2,800 \text{ 円} = 8,400 \text{ 円}$

合わせて 8,400 円が減税分となります

課税される所得金額	所得税率
1,000 円～1,949,000 円まで	5%
1,950,000 円～3,299,000 円まで	10%
3,300,000 円～6,949,000 円まで	20%
6,950,000 円～8,999,000 円まで	23%
9,000,000 円～17,999,000 円まで	33%
18,000,000 円～39,999,000 円まで	40%
40,000,000 円以上	45%



従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできません。購入した OTC 医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制どちらの適用とするか、ご自身で選択することになります。

この税制を利用するためには、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行い、確定申告書の提出の際に、当該取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する必要があります。必要書類については厚生労働省のホームページでご確認ください。

(日本 OTC 医薬品協会 / タケダ健康サイト / 第一三共ヘルスケア 参照)



オーロラ薬局

TEL 019-635-1233

FAX 019-635-4555

オーロラ薬局 沼宮内店

TEL 0195-61-3883

FAX 0195-62-6868

オーロラ通信はホームページでもご覧になれます。

<http://www.iwate-aurora.com/>